

市民説明会を開催します



地方分権の進展にともなう地方自治体への権限移譲・拡大により、三田市議会では「議会基本条例検討特別委員会」を設置し、24年7月1日からの「三田市議会基本条例」の施行をめざして準備を進めています。

このたび、その素案をまとめましたので、市民の皆さんに説明するとともに、意見をお聴きするための市民説明会を下記のとおり開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

議会基本条例とは

議会からの情報を積極的に発信することや、市民との意見交換の場を設けることなどにより、市民に開かれた議会の実現をめざし、また、市長から提案された議案の審議を行うだけでなく、自ら独自の政策立案や政策提言を行うようにするなど、議会の活性化を図るために制定するものです。



議会基本条例素案 市民説明会日程

開始日時		会場
1月24日(火)	午後7時～	高平ふるさと交流センター・研修室兼映写室
1月27日(金)		藍市民センター・視聴覚室
2月1日(水)		広野市民センター・大会議室
2月7日(火)		有馬富士共生センター・大会議室
2月10日(金)		フラワータウン市民センター・視聴覚室
2月15日(水)		ウッディタウン市民センター・視聴覚室
2月19日(日)	午後2時～	まちづくり協働センター・多目的ホール2

時間はいずれも90分ほどを予定しています。受付は開始時刻の30分前からです。お住まいの地区にかかわらず、どの会場にも参加可能です。

議会基本条例の情報は市ホームページからもご確認いただけます▶ <http://www.city.sanda.lg.jp/shiseijouhou/gikai/>